

企業が実施している各厚生年金基金における未請求者の状況等について

厚生年金基金は、厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、さらに企業の実情に応じた独自の上乗せ給付を行うことにより、従業員に対してより手厚い老後所得を保障することを目的として企業が設立したものである。

今般、平成 21 年 7 月 1 日に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除いた 603 基金に対し、平成 21 年 3 月末時点で受給者及び裁定請求を行っていない者（以下「未請求者」という。）の状況等の調査依頼を行い、その結果を集計した。

なお、前回の調査結果は、平成 20 年 3 月末時点で 610 基金分を集計している。

1 調査結果

(1) 受給者及び未請求者の人数及び年金額

	今回調査 (平成 21 年 3 月末)	前回調査 (平成 20 年 3 月末)
受給者数	261.5 万人 (+16.0 万人)	245.5 万人
年金額(年額)	10,444 億円 (+787 億円)	9,657 億円
未請求者(喪失者)	14.6 万人 (+0.2 万人)	14.4 万人
うち、住所不明者	うち、3.8 万人 (△0.9 万人)	うち、4.7 万人
年金額(年額)	346 億円 (+26 億円)	320 億円
年金額(累計)	982 億円 (△30 億円)	1,012 億円

※ () 欄は、対前回調査からの増減

(2) 未請求者の解消のための主な厚生年金基金の対応

- ① 社会保険庁が保有する住所情報の活用による裁定請求書の送付（平成 20 年 4 月から実施）
- ② 請求が遅れている方に対する裁定請求書の送付や裁定請求に係る再案内の実施
- ③ 事業所、市町村、同僚やOB会に対する住所照会
- ④ 裁定請求の手続きに係る説明会の実施、事業所を通じた未請求者への裁定請求勧奨等

2 厚生労働省における対応

- (1) 未請求者が多い厚生年金基金に対する個別指導の徹底
- (2) 厚生年金基金加入員である厚生年金保険被保険者、老齢厚生年金の裁定請求者等に対し、厚生年金基金の裁定請求手続きを注意喚起するなど社会保険庁との連携を更に推進